

一般社団法人 福岡県助産師会 賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人福岡県助産師会（以下「本会」）定款第8条に定める賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の資格)

第2条 賛助会員は、本会の事業に賛同し、理事会において入会の承認を得て、会費を納入し、賛助会員としての特典を受ける者とする。

2 賛助会員は、総会及び理事会における議決権はない。

(入会の方法)

第3条 賛助会員として本会への入会を希望する者は、本会規定の賛助会員入会申込書（以下「申込書」）を会長に提出しなければならない。

(入会の決定)

第4条 本会は、申込書を受領した時期の次の理事会で入会の是非を判断し、速やかに申込者へ通知する。

(会費の納入)

第5条 入会の承認通知を受けた賛助会員は、次に掲げる年会費を通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(1) 団体・企業 1口 30,000円

(2) 助産師以外の個人 1口 5,000円

(3) 助産師学生 2,500円

2 退会の申し出がなく、本会が引き続き賛助会員として承認する場合は、翌年度も賛助会員としての資格を継続する。

3 会費の納入期限は原則として毎年2月25日とし、所定の口座へ振り込むものとする。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は、以下の特典を受けることができる。

(1) 本会ニュースレターの配布を受けられる。

(2) 本会主催の研修会参加費を助産師学生は半額、それ以外の賛助会員は会員に準じる料金とする。

(3) 本会ニュースレターの広告掲載費は半額とする。

(4) 理事会において推奨商品と認められたものには、本会のロゴマークを使用することができる。

(5) 本会ホームページへ団体・企業名が掲載される。

(6) 本会主催のイベント時の広告配布および商品展示設営費は無料、商品販売ブース設営費は半額とする。

(退会)

第7条 賛助会員として本会を退会する者は、退会届を会長に提出しなければならない。

2 前項の場合、既に納入された会費は返還しない。

(資格喪失)

第8条 賛助会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の議決により本会の会員資格を失う。この場合、総会の1週間前までに事由を付して通知し、総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は細則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により資格を喪失することが議決されたときは、当該賛助会員に通知する。

(守秘義務)

第9条 賛助会員は、会員期間中及び資格喪失後においても、会員として知り得た本会の非公開情報を公開又は使用することはできない。

2 本会は、賛助会員に関する情報を、個人情報の保護に関する法律を遵守して管理する。

3 本会は、賛助会員の同意がある場合、賛助会員に関する情報を第三者へ開示及び提供できるものとする。

(本会の免責事項)

第10条 本会は、賛助会員に対する特典等により賛助会員に損害が生じても、賠償する責任を負わない。

(その他)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規則は、平成27年 5月 17日より施行する。

この規則は、平成27年 7月 5日より施行する。

この規則は、平成28年 5月 15日より施行する。

この規則は、令和5年 10月 21日より施行する。